

とくしま新未来DX推進体制支援事業委託業務に関する質問についての回答は、次のとおりです。

No	項目	質問内容	回答
1	募集要項 2. 業務の概要 (5)	提案額(2,400万円以内)の中に、伴走支援で市町村に導入を提案するデジタルツール(SaaS等)のライセンス費用や初期構築費用を含める必要があるか。あるいは、ツール利用料は市町村側の別予算で手当てされる想定か。	本業務の提案額(2,400万円以内)には、あくまで本仕様書に基づく『伴走支援(人的支援・コンサルティング)』に関する費用を含めてください。支援の結果として、市町村が新たに有償のデジタルツール(SaaS等)を導入することとなった場合のライセンス費用等は、各市町村が自らの予算で調達することを想定しており、本提案額に含める必要はありません。
2	募集要項 2. 業務の概要 (5)	対面による伴走支援に伴う徳島県内各市町村への旅費・交通費・宿泊費は、提案額(2,400万円)にすべて含める必要があるか。あるいは、実費精算など別途の取扱いが可能か。	対面による伴走支援に伴う徳島県内各市町村への旅費・交通費・宿泊費はすべて含みます。
3	募集要項 4. 参加資格	複数社による共同提案(コンソーシアム形式)での参加は認められるか。認められる場合、代表者要件や構成員の制限はあるか。	複数社による共同提案は想定しておりません。
4	募集要項 4. 参加資格	「市町村のDXを支援した実績」について、以下は該当するか。①自治体向けSaaSプロダクトの導入・運用支援実績、②民間企業向けのDX支援・業務改善コンサルティング実績、③都道府県(市町村以外)のDX支援実績。	①は市町村に対し単にSaaSプロダクトの導入及び運用をただけでなく、委託を受け当該市町村のDX支援を実施したものであれば対象となります。②③は市町村のDXを支援した実績ではないため、対象外です。
5	募集要項 4. 参加資格	業務の一部(例:特定分野の研修実施、専門的なAIツール導入支援等)を外部の専門事業者にも再委託することは認められるか。認められる場合、再委託可能な範囲や事前承認の手続きはどのようになるか。	本業務の主たる部分(全体統括、伴走支援のコアとなる計画策定や窓口対応の責任など)の再委託(一括再委託)は認められません。ただし、業務の一部(特定分野の専門的支援など)について、真に必要と認められる場合は、本県の事前の承認を得ることを条件に再委託を認める場合があります。その場合で

			も、本業務全体の責任は受託者が負うものとします。
6	募集要項 4. 参加資格	業務体制に個人事業主等（例：徳島県内のデジタル人材）を業務委託で組み込むことを検討している。当社の企画方針・指示のもとで活動する場合、仕様書上の「再委託」に該当するか。該当する場合の事前承認手続き等があればご教示いただきたい。	本業務の主たる部分（全体統括、伴走支援のコアとなる計画策定や窓口対応の責任など）の再委託（一括再委託）は認められません。ただし、業務の一部（特定分野の専門的支援など）について、真に必要と認められる場合は、本県の事前の承認を得ることを条件に再委託を認める場合があります。その場合でも、本業務全体の責任は受託者が負うものとします。
7	募集要項 4. 参加資格	以下の記載について、当社グループ会社の実績や再委託での実績は含むか。（グループ会社での実績が認められる場合は、該当グループ会社を体制に含める想定）	提出する法人においての実績を記載して下さい。
8	募集要項 6. 参加表明書等の提出（1）	募集要項および各様式において「印」と明示されている書類については押印が必要と認識しているが、それ以外の提出書類については押印不要との理解で差し支えないか。	お見込みのとおりです。
9	募集要項 7. 企画提案書等の提出方法等	募集要項7（4）において、提出部数について「正本1部、副本6部」とされているが、正本および副本の作成に当たり、記載内容や体裁（事業者名の記載有無等）について特段の定めがあればご教示いただきたい。	募集要項8に記載の企画提案書の規格及び記載内容に沿ってご提出ください。
10	募集要項 8. 企画提案書（任意様式）の作成要領	企画提案書について、ページ数の上限は特に設定されていないが正しいか。	お見込みのとおりです。

1 1	募集要項 8. 企画提案書 (任意様式)の 作成要領	提案書記載項目として記載されているものの、評価項目として記載されていないものは評価対象外か。	企画提案書に記載されている内容が評価対象となります。
1 2	募集要項 8. 企画提案書 (任意様式)の 作成要領	ページ数が指定されていないが、任意様式という認識で良いか。	お見込みのとおりです。
1 3	募集要項 8. 企画提案書 (任意様式)の 作成要領	複数市町村に共通する課題がある場合、デジタルツールの共同調達によるコストメリットを追求する提案は可能か。その場合、県側で市町村間の調整や推進支援をいただけるか。あるいは、各自治体の既存予算・既存ツールの範囲内で対応することが前提か。	複数市町村に共通する課題がある場合、共同調達に向けた支援を行うことも想定されます。支援の結果、市町村が新たにデジタルツールを導入することとなった場合のライセンス料等は、各市町村が自らの予算で調達することを想定しております。
1 4	募集要項 9. 見積書(様式第6号)の作成要領	「(3)経費の総額を示すとともに、費用内訳を示すこと。」と記載があるが、見積書(様式第6号)に追加して内訳を作成するという認識で良いか。また、その場合は任意様式で良いか。	お見込みのとおりです。
1 5	募集要項 9. 見積書(様式第6号)の作成要領	費用の内訳を示すこととされているが、内訳の様式や記載方法に特段指定はなく、任意の様式で作成することで良いか。	お見込みのとおりです。
1 6	募集要項 9. 見積書(様式第6号)の作成要領	様式第6号は、経費の総額記載欄のみで、費用内訳の記載欄が存在していないと認識しているが、提出方法や記載様式に指定がないかについてご教示いただきたい。 ※任意の様式でよいか、また、提出方法は、様式第6号の添付資料として作成する、提案書に含める等の指定があるか確認するもの。	費用内訳について指定はなく、提案書に含めても見積書に添付しても差し支えありません。その際の様式は任意です。

17	募集要項 10. 審査	二次審査にはオンラインで参加することも可能か。それとも対面が必須となるか。	二次審査は対面のみでの実施を予定しております。
18	募集要項 10. 審査 (3)	プレゼンテーションの方式（対面・Web）とプレゼンテーションの時間、質疑応答の時間をご教示いただきたい。	二次審査は対面のみでの実施を予定しております。プレゼンテーション及び質疑応答の時間については、提案件数等を踏まえ、一次審査通過者に対し通知いたします。
19	仕様書 全体	貴県が既に抱えている外部のDXアドバイザー等はあるか。いる場合は、本事業での連携等で既に決まっていることはあるか。	現状、本事業について外部DXアドバイザーとの連携は想定しておりません。
20	仕様書 全体	別紙『市町村の課題概要』にて『標準化・共通化への対応負荷』や『見積もりの妥当性評価』が課題として挙げられているが、本業務の支援スコープには、これら標準化作業の直接的なPMO支援（ベンダーとの調整や見積もり精査等）も含まれるか。それとも、担当者が標準化に専念できるよう、それ以外のDX推進（内部DXなど）を補完することが主目的となるか。	標準化・共通化に関する『助言・アドバイザリー』等の支援が対象となる可能性はありますが、ベンダーとの直接的な折衝や工程管理といった実務を担う直接的なPMO支援は、本業務のスコープには含みません。あくまで市町村の担当者を後方支援する立場での伴走を想定しています。
21	仕様書 5. 委託業務内容	「DX専門人材」に求められる具体的な資格・経験年数・スキル要件はあるか。また、1名の専門人材が複数市町村を担当することは認められるか。	スキル要件は特に定めておりませんが、市町村のニーズに応じて専門的知見からの的確な支援を行うことのできる人材、市町村と円滑にコミュニケーションを取ることができる人材を求めています。 1名の専門人材が複数市町村を担当することを妨げるものではありません。
22	仕様書 5. 委託業務内容	相談窓口で受け付ける「課題」の範囲はどこまでか。例えば、①DX推進に関する一般的な相談・情報提供、②個別システムの技術的な仕様検討、③ベンダー選定・調達支援、のうちどこまでが対象か。	幅広い課題に対応できることが望ましいと考えます。

23	仕様書 5. 委託業務内容	具体的なチャネル、コミュニケーション手法、利用ツールについて要求事項があるか事前に把握すべき条件があればご教示いただきたい。 また、前年に実施されたチャネル、コミュニケーション手法、利用ツールや実際の間合せ件数について開示いただくことは可能か。	事業者も利用可能な県・市町村間のチャットツール等は導入されておりません。 令和7年度においては、問い合わせフォームにより相談窓口を設置しております。
24	仕様書 5. 委託業務内容	積極的な働きかけによって最も期待することは何か。 (例：窓口の認知度向上、間合せ件数の増加、を期待するか、解決事例/ユースケース創出、既存の間合せ内容と解決案に関するナレッジベースの作成など)	設置した相談窓口が、県内全市町村において、効果的に活用されることが望ましいと考えます。
25	仕様書 5. 委託業務内容	令和7年度の伴走支援において、どのような伴走支援内容を期待されることが多かったか開示いただくことは可能か。(【支援策の例】の中で、どのような支援の件数が多かったか)	支援内容は多岐にわたるため、具体的な件数をお答えすることは困難ですが、昨年度においては、DX計画の策定支援、自治体内でのDXの意識醸成に資する支援等を実施しております。
26	仕様書 5. 委託業務内容	8市町村への工数配分について、均等・均質的な支援が望ましいか、各自治体の課題感に応じて傾斜配分することも許容されるか。傾斜配分が許容される場合、成果の基準は企画提案書の内容と受託後の支援計画のどちらが優先されるか。また、県として特に重視する支援領域(上流の計画策定、AI/RPA等の実装、人材育成等)があればご教示いただきたい。	市町村ごとの支援回数等の指定はありません。
27	仕様書 5. 委託業務内容	令和7年度の伴走支援対象10市町村は「原則」対象外とのことだが、当該市町村から継続支援の要望があった場合、例外的に対象に含めることは可能か。	令和7年度の伴走支援対象10市町村については、伴走ではなく相談窓口における問い合わせにおいて支援することを想定しております。
28	仕様書 5. 委託業務内容	「原則、対面」とあるが、効率性・即応性の観点から、オンライン会議やチャットツールを併用したハイブリッド型の支援体制を提案することは可能か。また、そのような提案は評価上不利にならないか。	伴走支援を実施するため、DX専門人材を派遣するのが、本事業の目的であることを踏まえご提案ください。

29	仕様書 5. 委託業務内容	支援策の例に「AI・RPA 導入」とあるが、市町村へのAI 導入支援を行う場合、生成AI の利用に関する県または市町村のガイドライン・セキュリティポリシー等の制約はあるか。事前に把握すべき条件があればご教示いただきたい。	AI 等においては市町村によってセキュリティポリシーを定めている場合もあることから、導入支援を行う場合は市町村のニーズに応じて支援を行うことを想定しています。
30	仕様書 5. 委託業務内容	別紙「市町村の課題概要」では人材不足（19 団体）・予算不足（18 団体）等の課題カテゴリが示されているが、8 市町村を選定する際に県として特に優先度が高いと考える課題領域はあるか。また、課題分析の中で特にボトルネックとして認識されている事項（例：組織文化の壁、経営層の理解不足等）があれば、可能な範囲でご教示いただきたい。	「市町村の課題概要」で多数の市町村が回答している課題は、ニーズが高いものと考えますが、実際に支援する際の具体的な内容は、受託後市町村にもヒアリングの上決定することを想定しています。
31	仕様書 5. 委託業務内容	「掘り起こし」について、受託者が負うべき具体的な活動範囲（例：全市町村への個別訪問、説明会の開催等）と、県側が担う役割分担はどのようになるか。また、掘り起こしに要する工数の上限目安はあるか。	掘り起こしについては、令和7年度の伴走支援対象市町村以外に対して行うことを想定しています。選定等については本県とともに行うことを想定しています。
32	仕様書 5. 委託業務内容	「対面による伴走支援」について、1 市町村あたりの想定される訪問頻度（例：月1 回程度等）や1 回あたりの滞在時間の目安はあるか。また、8 市町村合計での年間訪問回数の想定があればご教示いただきたい。	本事業において、支援回数・支援時間等の指定はありませんが、効果的かつ実効性のある提案を期待しております。
33	仕様書 5. 委託業務内容	貴県と各自治体様との間で、普段からご利用されているコミュニケーションツールがあればご教示いただきたい。（Teams、Google Chat、Slack 等）	県・市町村間のやりとりはメールで行っており、チャットツール等の利用はありません。
34	仕様書 5. 委託業務内容（1）	「常設」とあるが、どこかにオフィスを借りて、リアルな窓口を想定しているか。その場合、貴県の所有する場所を間借りすることは可能か。オンライン窓口も許容の範囲内か。また、リアルな窓口を設置する場合、開所している時間帯に常に1 名以上の従事者を配置しておく必要があるか。その従事者は、自治体DX 支援の経験が必須か。	相談窓口については、市町村からの体制が確保されていれば、オンライン・対面のいずれでも可能です。本県の会議室の利用も可能ですが、会議室の空きがある場合に限られることとなるため、常設は難しいと考えます。

35	仕様書 5. 委託業務内容(1)	相談窓口については、連絡手段の前提(電話が必須等)はあるか。昨年度の実施例があればご教示いただきたい。また、チャット等の利用も可能な場合、県内の団体で共通的に利用可能なツールがあればご教示いただきたい。	相談窓口について連絡手段の前提はありません。令和7年度においては、問い合わせフォームにより相談窓口を設置しております。事業者も利用可能な県・市町村間のチャットツール等は導入されていません。
36	業務仕様書 5. 業務委託内容(1)	「県内全市町村から相談を受けることができるよう、本県と相談の上、積極的に働きかけを行うこと」と記載されているが、市町村の担当窓口との連絡方法や連絡先は、貴県がすでに把握されている連絡先、連絡手段を利用することが可能という理解で良いか。(本業務範囲において、市町村に対して連絡先窓口等の情報提供を依頼する必要があるかの確認を意図しているもの。)	お見込みのとおりです。
37	仕様書 5. 委託業務内容(2)	②に記載の支援策の例があるが、具体的には03市町村の課題概要に記載された課題を解決する支援と想定しているがその理解で良いか。	「市町村の課題概要」は企画提案に当たって参照していただきたいものです。受託後の具体的な支援内容は、支援を希望する市町村の事情やニーズを踏まえ実施することを想定しております。
38	仕様書 5. 委託業務内容(2)	「市町村の課題概要」の資料の詳細な情報をいただくことは可能か。	委託業務仕様書5(2)にも記載のとおり市町村の課題の詳細については委託契約締結後に受託者に提供します。
39	仕様書 5. 委託業務内容(2)	昨年度の実績として、伴走支援の頻度はどの程度だったかご教示いただきたい。	支援する市町村のニーズにより頻度は異なることから具体的な回数をお答えすることは困難ですが、伴走支援の頻度について指定するものではありません。
40	仕様書 5. 委託業務内容(2)	「DX 専門人材を派遣し」とあるが、支援回数や支援時における時間等に決まりはあるか。もしくは企画提案内容となるか。	本事業において、支援回数・支援時間等の指定はありませんが、効果的かつ実効性のある提案を期待しております。

4 1	仕様書 5. 委託業務内容(2)	「市町村ヒアリング及び課題分析の結果を踏まえて、8市町村程度に対して伴走支援を行うこと。」とあるが、既に想定している基礎自治体はあるか。 また、ある場合は、可能であれば人口規模と想定課題または支援課題を教えてください。	支援自治体については受託後本県とともに、選定することを想定しております。
4 2	仕様書 5. 委託業務内容(2)	遠隔地や感染症・災害・天候不順時、緊急対応等の理由で対面が困難な場合、リモート形式にて対応することは許容されるか。 許容される場合、県側の評価や要件(例：対面回数の最低ライン)を示していただきたい。	災害や悪天候、感染症の拡大等により対面での支援が物理的に困難または危険を伴う場合は、当然リモート形式での対応を認めます。それ以外の通常時においては、仕様書記載のとおり、原則として対面による伴走支援を想定した提案をお願いします。
4 3	仕様書 5. 委託業務内容(2)	去年度の類似案件にて、現状分析は全市町村に実施した模様だが、その結果(詳細)を今回提案にあたり、もしくは受託後にご共有いただくことは可能か。	委託業務仕様書5(2)にも記載のとおり令和7年度市町村に対して実施したヒアリングや分析結果等の詳細については委託契約締結後受託者に提示します。
4 4	仕様書 5. 委託業務内容(3)	伴走支援対象の8市町村の選定が完了する具体的な時期の目処(例：契約締結後1か月以内等)はあるか。 選定が遅れた場合、支援期間の短縮に伴うスケジュール調整は可能か。	委託業務仕様書5(3)に記載のスケジュール案を想定しておりますが、本県と打ち合わせの上、適正な執行を確保できる範囲において調整は可能と考えます。
4 5	企画提案評価基準	伴走支援の具体策として、受託者が保有する独自のデジタルツール(例：AI活用の業務分析ツール、ナレッジ共有プラットフォーム等)を市町村に提供・活用する提案は、「実効性の高い内容」として評価対象となるか。	効果的かつ実効性のある提案であれば評価対象となると考えます。
4 6	企画提案評価基準	相談窓口の「相談手法」について、電話・メール・対面に加え、AIチャットボットによる一次対応やオンラインポータルでのFAQ・ナレッジ共有など、デジタルを活用した独自の手法を提案した場合、加点評価の対象となるか。	効果的かつ実効性のある提案であれば評価対象となると考えます。

47	企画提案評価基準	価格評価において、異常な低価格提案による品質低下を防ぐための「最低制限価格」や「調査基準価格」の仕組みは設けられているか。	本事業においては設けられておりません。
48	企画提案評価基準	プレゼンテーションの持ち時間、使用可能資料（事前配布の可否）、質疑応答時間、評価委員への事前配布資料の有無をご教示いただきたい。	二次審査は対面のみでの実施を予定しております。プレゼンテーション及び質疑応答の時間については、提案件数等を踏まえ、一次審査通過者に対し通知いたします。 二次審査は提案書においてご説明いただくことを想定しております。